

【資料3-2】

18高障害第960号
平成18年9月21日

各市町村障害担当課長 様

高知県障害福祉課長
(公 印 省 略)

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業に関する委託契約について

日ごろは、高知県の障害者施策に格段のご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の事業につきましては、市町村地域生活支援事業の必須事業として位置づけられておりますが、委託契約の方法につきましては、事務の軽減を図るため、市町村から委託契約に関する権限を県に委任していただき、県が下記団体と契約する方法を検討し、進めてきたところです。

この度、両事業につきまして実施要綱（別添1及び2）を作成しましたので、内容を確認していただき、同封の委任状を平成18年9月27日（水）・期限厳守までに高知県障害福祉課・掛水まで提出していただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 手話通訳者派遣事業 | 社団法人高知県聴覚障害者協会 |
| 2 要約筆記者派遣事業 | 特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会 |

【担当】 高知県障害福祉課 掛水
【電話】 088-823-9634

手話通訳者派遣事業実施要綱

1 目的

聴覚、言語障害、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

2 実施主体

市町村とする。ただし、事業を社団法人高知県聴覚障害者協会（以下「聴障協」という。）に委託することができるものとする。この場合、実施主体はこの聴障協に対して当該事業が適切かつ効果的に行われるよう指導監督するものである。

3 事業内容

意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣を行う。

4 手話通訳者

手話通訳者養成講座を修了し、登録試験に合格し聴障協が認定した者のうち、通訳者として登録を行った者。（同等の技術を行うことを聴障協が認めた者を含む）

5 対象者

県内に居住する聴覚、言語障害、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者

6 対象となる派遣内容

原則、個人からの依頼で市町村が派遣を認めた場合

（例：役場や学校、病院等で説明を受けたり、協議が必要な場合）

7 実施方法

【聴障協に派遣依頼があった場合】（フロー図1）

- (1) 手話通訳者の派遣を必要とする者（以下「派遣希望者」という。）から依頼を受けた聴障協は、派遣希望者が居住する市町村に手話通訳者派遣依頼通知書（様式1）を送信する。
- (2) 市町村は、派遣を必要と認めた場合、担当者が確認印を押印して聴障協に返信する。
- (3) 聴障協は、登録手話通訳者の派遣について調整を行う。
- (4) 聴障協は、派遣希望者及び市町村に手話通訳者派遣決定通知書（様式2）を送信する。
- (5) 手話通訳を行う。
- (6) 登録手話通訳者は、聴障協に実績報告書（様式3）を提出する。
- (7) 聴障協は四半期毎（7、10、1、4月の各10日まで）に実績を取りまとめ、派遣事業を実施した市町村に対して請求する。（様式4）

※ 事前に市町村の確認を取ることを原則とするが、やむを得ない事情により急遽派遣が必要になった場合は、市町村の確認が派遣後になる場合もある。（夜間、土日の急病等）

【市町村に派遣依頼があった場合】（フロー図2）

- (1) 手話通訳者の派遣を必要とする者（以下「派遣希望者」という。）から依頼を受けた市町村は、聴障協に手話通訳者派遣依頼書（様式5）を送信する。
- (2) 聴障協は、登録手話通訳者の派遣について調整を行う。
- (3) 聴障協は、派遣希望者及び市町村に手話通訳者派遣決定通知書（様式2）を送信する。
- (4) 手話通訳を行う。
- (5) 登録手話通訳者は、聴障協に実績報告書（様式3）を提出する。

- (6) 聴障協は四半期毎（7、10、1、4月の各10日まで）に実績を取りまとめ、派遣事業を実施した市町村に対して請求する。（様式4）

【その他の実施方法】

頻繁に派遣依頼がある等の理由により、上記の方法により実施することが困難な市町村がある場合は、当該市町村と聴障協の協議により実施方法を別に定めることができる。ただし、市町村に対する請求時期（四半期毎）は変更することができないものとする。

8 派遣利用料

「手話通訳者派遣基準」（別紙1）によるものとする。

9 契約方法

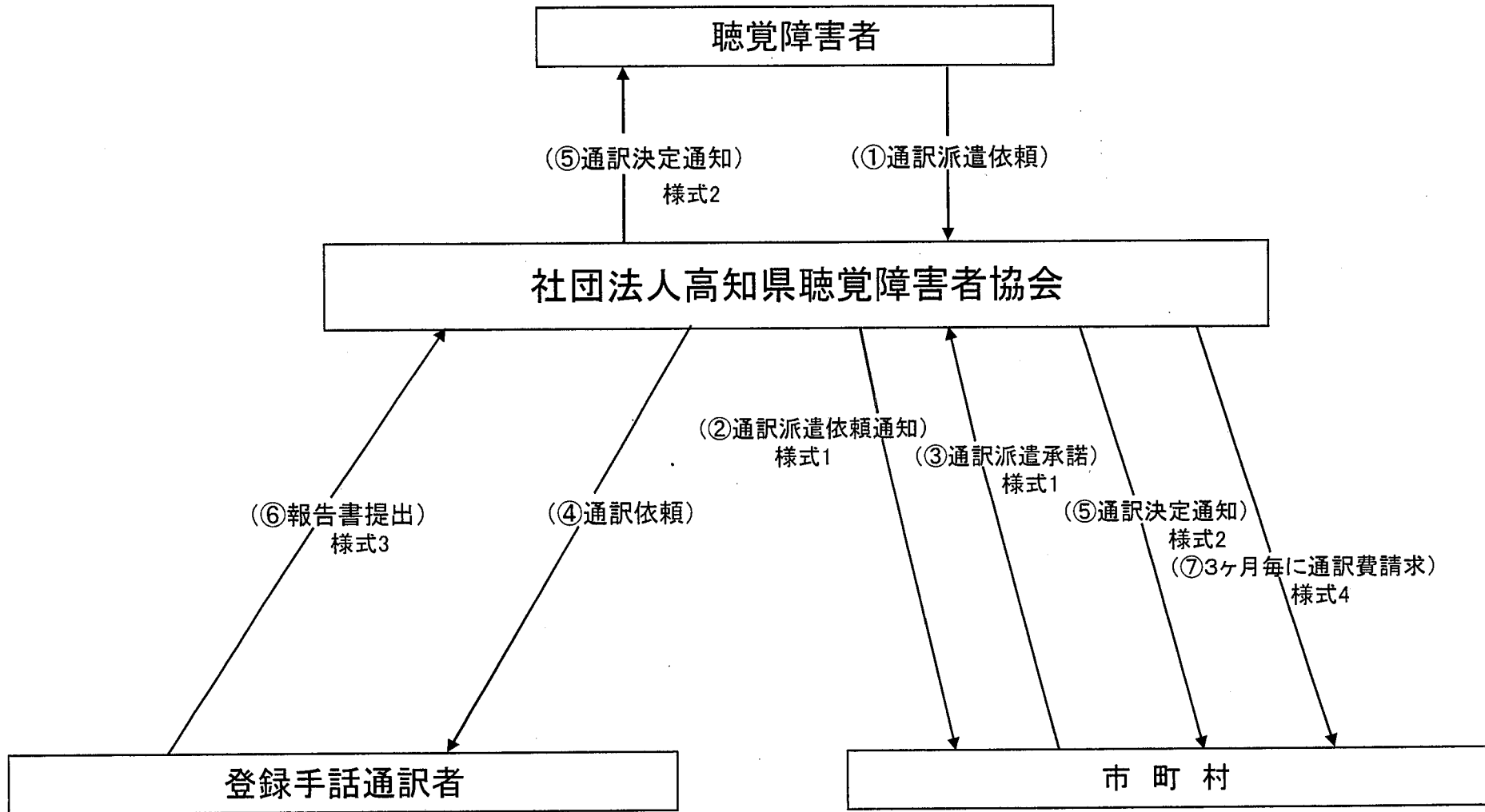
実施要綱の内容を了承した市町村は、高知県に委任状（別紙2）を提出し、高知県は聴障協と契約を締結する。

附 則

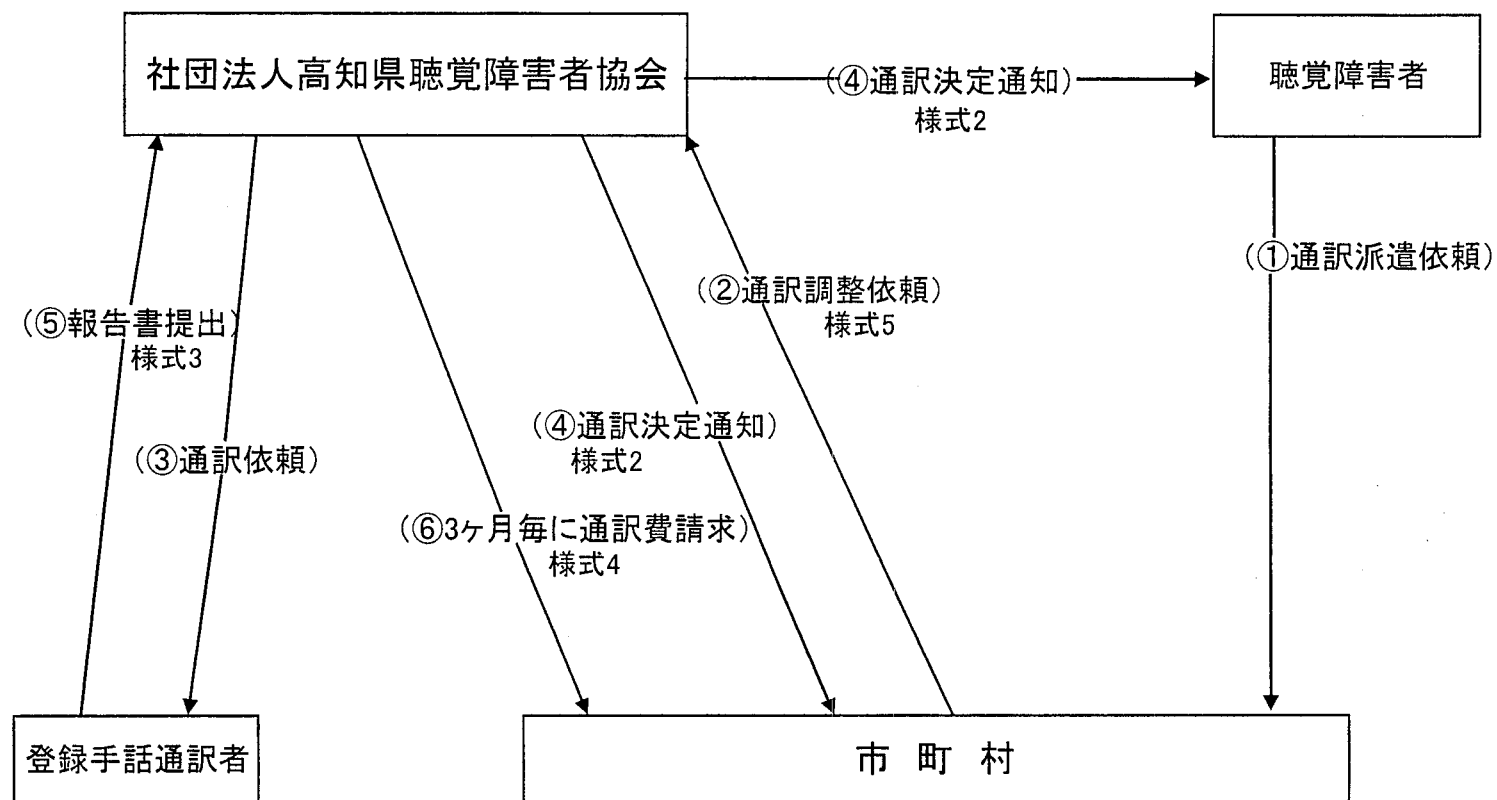
（施行期日）

- 1 この要綱は平成18年9月21日から施行する。
- 2 この要綱は平成20年7月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

【聴覚障害者協会に派遣依頼があった場合】



【市町村に派遣依頼があった場合】



手話通訳者派遣基準
(手話通訳者1人当たり)

時間	金額
0. 5時間まで	1,000 円
1時間まで	1,500 円
1. 5時間まで	2,000 円
2時間まで	2,500 円
2. 5時間まで	3,000 円
3時間まで	3,500 円
3. 5時間まで	4,000 円
4時間まで	4,500 円
4. 5時間まで	5,000 円
5時間まで	5,500 円
5時間超	6,000 円

20:00以降: 500円加算

旅費は実費とする

自家用車を使用した場合、別添早見表を参照のこと。

派遣手数料: 500円/件(電話、FAX代等)

◆派遣に必要な費用

報償費+旅費(実費)+派遣手数料

手話通訳者派遣事業委託契約書

手話通訳者派遣事業（以下「事業」という。）の委託について、別添市町村（以下「市町村」という。）から委任を受けた高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県聴覚障害者協会（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託の内容）

第2条 甲が乙に委託する事業は、「手話通訳者派遣事業実施要綱」に定めるとおりとする。

（委託料）

第3条 市町村は、前条に規定する事業の遂行に要する費用（以下「委託料」という。）として、「手話通訳者派遣基準」に定める金額の範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 乙は、前条の委託料について、四半期毎に市町村に請求するものとする。

2 市町村は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、乙の請求書を受理した日から起算して15日以内に支払うものとする。

（遅延利息）

第5条 市町村の責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額を遅延利息として市町村に請求することができる。

2 前項の規定による遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（委託期間）

第6条 委託期間は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までとする。

（契約の更新）

第7条 この期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がなかったときは、この契約はその後1年に限り更新されるものとし、その後の更新についても期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がなかったときは、同様とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、この事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらか

じめ甲が委託することが必要であると認めるときは、この限りではない。

(実地調査等)

第10条 市町村は、この事業の内容について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(グリーン購入)

第11条 乙は、事業の実施にあたって物品等を調達する場合は、甲の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(経理)

第12条 乙は、事業の収支に関する帳簿を、ほかの事業と区分して、経理しなければならない。

(事業の停止)

第13条 市町村は、次の各号の一に該当する場合は、事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は契約を解除し、既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙が、この契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が、事業を遂行することが困難であると甲が認めるとき。

(危険負担)

第14条 委託業務を行うにあたり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市町村の責に帰すべき事由によるものについては、市町村が負担する。

2 市町村は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義の決定等)

第17条 この契約に関し疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙及び市町村が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所に提訴するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年9月29日

甲 高 知 県
契約担当者 高知県知事 橋 本 大二郎

乙 高知市越前町2丁目4番15号
社団法人高知県聴覚障害者協会
会長 山 中 睦 子